

CONTENTS

- 1 はじめに
- 2 2026 年バングラデシュ投資法 (Invest Bangladesh Act, 2026) の概要
- 3 2026 年 8 月～9 月に発出された主な法令情報 (8 月 5 日～9 月 4 日)
- 4 編集後記

Introduction

首都ダッカから車でおよそ 1 時間の場所にあるナラヤンガンジ県アライハザール地区に、日本とバングラデシュ両国政府が官民一体となって開発したバングラデシュ経済特区(BSEZ)があります。2022 年 12 月に操業を開始したこの特区は、住友商事とバングラデシュ経済特区庁(BEZA)が運営を担い、工事や通信・セキュリティといったインフラの整備にも日系企業が携わるなど、「Japan Quality in Bangladesh」を掲げて開発が進められてきました。

こうした両国間の結びつきが深まる中、バングラデシュ国内では投資分野の制度整備も進んでいます。そこで本稿では、2026 年 7 月に制定された 2026 年バングラデシュ投資法について解説いたします。

本ニュースレターの受信者の皆様にとって関心のあ
る テ ー マ の ご 要 望 が ご ざ い ま し た ら 、
info@tnygroup.biz までご連絡頂けますと幸いです。

2026 年バングラデシュ投資法 (Invest Bangladesh Act, 2026)

1 概要

2026 年 7 月 16 日、バングラデシュ投資法 (Invest Bangladesh Act, 2026、以下「本法」といいます。)が公布されました。本法は、これまで個別に存在していたバングラデシュ投資開発庁(BIDA)、バングラデシュ経済特区庁(BEZA)及び官民パートナーシップ庁(PPPA)を廃止・統合し、新たに「インベスト・バングラデシュ庁」を設立するものであり、サービス窓口の一元化及び手続のデジタル化を通じて投資環境を改善することを企図しています。

2 投資促進機関の統合並びに組織及びガバナンス構造

従来の BIDA、BEZA 及び PPPA が統合され、「インベスト・バングラデシュ庁 (Invest Bangladesh Authority、以下「当局」といいます)」が新たに設立されました(本法 4 条、66 条(1))。あわせて、「理事会 (Governing Board)」が別途組織されています(本法 7 条)、両機関の構成及び関係は、以下のとおりです。

(1) 理事会 (Governing Board)

最高意思決定機関として、理事会 (Governing Board) が設置されます。これは、首相又は首相が指名する者が会長 (Chairperson) を務め、財務・外務・産業・商業その他の分野を所管する主要閣僚、バングラデシュ銀行総裁及び民間セクターからの代表 4 名 (うち 2 名は女性) により構成されます(本法 7 条(1))。理事会は、産業ゾーンの設立提案の承認、その開発及び管理に関する政策指針の発出、投資促進のための短期・中期及び長期の戦略的政策及びロードマップの承認、産業ゾーン及び PPP プロジェクトの全体的な実績の見直し、必要に応じて更なる指示の発出を行います(本法 8 条(1))。

(2) 当局(Invest Bangladesh Authority)

当局は、議長(Chairman)及び委員から構成される執行機関として設立されます。議長1名及び委員7名で構成され、いずれも常勤として日常業務を処理します(本法4条第(3))。議長は、当局の最高経営責任者を兼務します(本法4条(4))。

(3) 理事会と当局との関係

理事会は政策を決定する上位機関であり、当局はその政策を日常業務を通じて実行する執行機関です。理事会が決定した事項の当局による実施が関係省庁の権限に関わる場合、当局は当該省庁の承認を得た後にのみこれを実施するものとされています(本法8条(2))。

また、当局の議長は、理事会の委員及び書記(Member-Secretary)を兼務することとされています(本法7条(1))。この兼任を通じて両機関の連携が図られています。

3 産業ゾーンの設立

本法は、従来別個の区分であった経済特区、自由貿易地域及び類似の区域を、「産業ゾーン(Industrial Zone)」に統一しました。産業ゾーンは、政府により官報告示をもって公示される一方、その設立、内部の区域区分及び土地・スペースの割当は、当局により管理されます(本法12条、16条、19条)。

(1) 産業ゾーンの分類

産業ゾーンは、その設立主体に応じて複数の類型に分類されます。具体的には、以下の7類型が定められています(本法12条(1))。

- ① 国内又は外国の個人若しくは団体により官民パートナーシップの下で設立されるゾーン
- ② 国内投資家、非居住バングラデシュ人投資家又は外国の投資家若しくは事業団体により、単独又は共同で設立される民間産業ゾーン
- ③ 政府自らの主導及び所有により設立される政府産業ゾーン
- ④ 特定分野の専門化した産業又は商業事業体のために(民間、PPP 又は政府主導のいずれかにより)設立される特別産業ゾーン
- ⑤ 政府又はその指名する機関と、外国政府又はその指名する機関若しくは当該ゾーンを開発・運営する能力を有する産業推進主体、コンソーシアム若しくはジョイントベンチャー会社との間のパートナーシップを通じて設立されるゾーン(いわゆる「G2G」方式)
- ⑥ 2以上の政府機関又は当局間の協力を通じて設立されるゾーン
- ⑦ パートナーシップを通じて設立され、かつ2023年税関法の下で特別な保税・免税地域として指定される自由貿易地域

(2) 産業ゾーン内の区域区分

産業ゾーンが設立されると、当局は、マスタープランに基づき、当該ゾーンを用途別の区域にさらに細分化します。これは10種類の区域類型の中から指定されます。例えば、輸出志向型製品の製造のための「輸出加工区域」、国内市場向け製品の製造のための「国内加工区域」、店舗及び事務所のための「商業区域」、環境に配慮した「再生可能エネルギー・グリーン産業区域」、港湾・鉄道と接続する「輸送ハブ・マルチモーダル接続区域」があります(本法13条(1))。

(3) 政府間(G2G)協力の枠組み

外国政府と共同で産業ゾーンを設立する場合(上記類型⑤)、単独で設立する場合よりも迅速に事業を進行させるための枠組みが設けられています。

バングラデシュ政府は、外国政府又はその指定機関と協力して産業ゾーンを設立する計画を決定することができ、その実施を迅速化するため、関連する技術その他の専門性を有する構成員からなる「処理委員会(Processing Committee)」を設置することができます。同委員会は、経済的に重要な事項又は政府調達に関連する事項を内閣委員会に付議する必要が生じる段階に至るまで、自らの判断により計画を進める権限を有しています(本法14条(1)~(3))。また、同条は、外国政府の関与なく、2以上の政府機関又は当局間の協力を通じて産業ゾーンを設立することも認めています。

4 土地取得並びに土地・スペースの割当の迅速化

産業ゾーンの設立のため、又は当局に登録された産業若しくは商業プロジェクトのために土地が必要とされる場合、他の法律による規制にかかわらず、当該土地取得は「公共目的(Public Purpose)」に資するもの

として取り扱われます。これにより、当局の申請に基づき、2017 年不動産取得及び収用法の下で必要な土地を取得することが可能となります。なお、いったん土地が取得又は割り当てられた後は、当局の事前の書面による承認なくして、その本来の用途以外の用途に転用することはできません(本法 17 条(1)、(2))。

このようにしてゾーン内で確保され、又はあらかじめ用意された土地、建物又は標準的な工場スペースは、その後、実際に事業活動を行う投資家及び開発事業者に提供されます。当局は、あらかじめ定めた条件に従い、産業プロジェクト又は商業・サービス事業を行うことを承認された事業体に対して、土地、建物若しくはスペースを割り当て、又は賃貸により貸与することができます(本法 19 条)。

5 シングル・デジタル・プラットフォームの設立(OSS の統合)

本法は、事業登録、ライセンスの申請、更新、各種許可(環境、消防、建設、爆発物等)、各種インセンティブの申請といった投資及び事業に関連するすべてのサービスをオンラインで完全に完結させる「シングル・デジタル・プラットフォーム」の設立を義務付けています(本法 50 条(1))。これまで各機関が個別に運営してきた個々の OSS(ワンストップサービス)ポータルは、今後段階的にこの新プラットフォームへ統合されることとなります。統合期限の経過後は、各機関は自らの個別のポータルを通じて手続を運営することができなくなります(本法 50 条(3))。

6 官民パートナーシッププロジェクト(PPP)の承認の簡素化

官民パートナーシッププロジェクト(PPP)の承認枠組みが、改定・統一されました(本法 30 条、31 条)。特に、社会インフラ等の分野における「小規模 PPP プロジェクト」については、経済問題担当内閣委員会による個別の審査を経ることなく、所管省庁の承認のみで迅速に事業化できるよう、承認手続が簡素化されています(本法 30 条(5)、31 条)。

2026 年 8 月 9 月に発出された主な法令情報(8 月 5 日～9 月 4 日)

Official Extraordinary Gazette Notification and other Circulars

Issue Date	Title	Issuing Ministry
06-Aug	No. 40.00.00000.016.32.004.26.54.--Monthly Minimum Wage Rate for Workers and Employees of Petrol Pump Industry Sector.	Ministry of Labour and Employment
11-Aug	No. 40.00.0000.016.32.001.48.--Monthly Minimum Wage Rate for Workers in “Battery Manufacturing” Industry Sector	Ministry of Labour and Employment
11-Aug	S. R. O. No. 289-Act/2026—Amendment of SRO 277-Act/2014 regarding Invest Bangladesh Act, 2026	Ministry of Law, Justice and Parliamentary affairs
13-Aug	No. 40.00.00000.042.47.001.24-327.--Regarding the formation of the 'National Social Dialogue Forum'.	Ministry of Labour and Employment
13-Aug	S.R.O. No. 293-Act/2026.--Guidelines on Extended Producer Responsibility for Plastic Waste Management, 2026.	Ministry of Environment and Forest
13-Aug	No. 03.00.0000.000.073.99.0001.26-146.--National Logistics Policy, 2025	Prime Minister's Office
14-Aug	No. 40.04.0000.000.002.36.0006.19.132.--Draft Recommendation on Minimum Wage Rates for All Categories of Workers and Employees Employed in the “Leather Goods and Footwear Factories” Craft Sector, 2026.	Ministry of Labour and Employment
17-Aug	No. 53.02.0000.000.201.22.0043.01.109.272.165.--Amendment of Bangladesh Securities and Exchange Commission (Margin) Rules, 2025.	Bangladesh Securities and Exchange Commission
19-Aug	S.R.O. No. 300-Act/2026.—Jashore Export Processing Zone (EPZ) declaration	Prime Minister's Office

19-Aug	S.R.O. No. 299-Act/2026.- Patuakhali Export Processing Zone (EPZ) declaration	Prime Minister's Office
20-Aug	No. 28.00.00000.000.055.35.0001.22(Part-1)-40.--Corporate Social Responsibility Policy of Companies Subordinate to Bangladesh Oil, Gas and Mineral Resources Corporation (Petrobangla), 2026.	Ministry of Power, Energy and Mineral Resources
20-Aug	S. R. O. No. 307-Act/2026.--Invest Bangladesh Act, 2026 shall come into effect from 20th August, 2026.	Prime Minister's Office
23-Aug	No. 43/Customs/2026.--Standing Order regarding the procedure for disposal of goods detained and confiscated on charges of undeclared or smuggled goods, 2026.	National Board of Revenue (NBR)
24-Aug	S.R.O. No. 308-Act/2026.--Import Policy Order, 2026-2029.	Ministry of Commerce
25-Aug	S. R. O. No. 321-Act/2026.--Regarding the formation of an agency called the National Cyber Security Agency.	Ministry of Information and Communication Tech.
03-Sep	B. J. S. Bill No. 108/2026.--A bill to amend the Bank Resolution Act, 2026.	National Parliament of Bangladesh

Bangladesh Bank Circular

Issue Date	Title
09-Aug	FEPD-1 Circular No. 28: Remittance against overseas tour packages
10-Aug	FEPD-1 Circular No. 29: Release of foreign exchange for study abroad through international cards
10-Aug	BRPD-2 Circular Letter No. 10: Exemption from the provision of section 47(2) of Bank Company Act, 1991.
10-Aug	PSD-2 Circular No. 03: Regarding the provision of Incentive for promoting Bangla QR Transactions
13-Aug	FEPD-1 Circular No. 30: Consolidated circular on foreign exchange regulations - import transactions
16-Aug	BRPD-1 Circular Letter No. 28: L/C Margin for Importing Fruits
18-Aug	BRPD-1 Circular Letter No. 29: Bank Account Opening for Foreign Nationals Working in Bangladesh under the E-Visa Category
27-Aug	FEPD-1 Circular No. 31: Issuance of bank guarantees/SBLCs on behalf of resident entities in favor of local project authorities
31-Aug	FRTMD Circular No. 01: Regarding the Commencement of Live Operations of the Foreign Exchange Market (FXM) Module
02-Sep	FEPD-1 Circular No. 32: Consolidated circular on foreign exchange regulations-loans, overdrafts, guarantees and external borrowings
03-Sep	FEPD-1 Circular Letter No. 15: Remittance on account of royalty, technical know-how, technical assistance fees and other expenses for industrial enterprises in HTPs
06-Sep	FEPD-1 Circular No. 33: Release of foreign exchange for travel abroad
06-Sep	BRPD-1 Circular No. 17: Launching the 'e-Payment Credit' Facility
07-Sep	BRPD-1 Circular Letter No. 31: List of Eligible Collateral Valuation Firms or Companies

ご案内

弊事務所では、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。

例えば、顧問契約においては、お客様のご事情に沿ったサービス内容を検討し、お見積りをご提案しております。その他、顧問契約などの継続的な取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

また、事業の進め方や取引方法について、バングラデシュの法令に基づいて最善の方法を検討したいというお客様には、法令調査や関係機関へのヒヤリングなどの法律調査も承っております。

- ✓ 株式譲渡手続きをしたい
- ✓ 取締役、株主の変更手続きをしたい
- ✓ 支店から現地法人に変更したい
- ✓ 計画している事業について、外資規制があるか確認したい
- ✓ 雇用契約のリーガルチェックをして欲しい
- ✓ 契約書（業務委託契約書や売買契約書等）を作成して欲しい
- ✓ 労働者の不正への対応について相談したい
- ✓ 従業員を解雇したいが、どのように進めればよいか
- ✓ 金銭トラブルを解決したい
- ✓ 現在依頼している会計事務所のサービスに不満がある
- ✓ 社内通報窓口を外部委託したい
- ✓ 法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc....

といった方、個々の案件ごとにお見積りを差し上げております。突発的に生じる、契約書作成やレビュー、就業規則をはじめとする社内規定類の見直しなど、お気軽にお問合せください。

編集後記/ Editor's Note

2026年6月19日、首都ダッカにあるショッピングセンターに紀伊國屋書店のバングラデシュ一号店がオープンしました。店内では英語書籍を中心とした書籍販売に加え、日本製の文房具や雑貨も取り扱っています。日本語書籍の取り扱いは少ないようですが、現地にしながら日本製の文房具等に日常的に触れられる、大変貴重なお店となっています。ダッカにお越しの際はぜひ足を運んでみてはいかがでしょうか。

本稿は、2026年9月10日現在の情報に基づきます。

TNY Legal Bangladesh Limited

Address: House 67, Road 4, Block C, Banani
Email: info@tnygroup.biz / Phone: +8801979433866
URL: <https://www.tny-bangladesh.com/>



HP



Facebook



Blog